

野口遵記念館建設 基本構想・基本計画

平成 30 年 3 月

延岡市教育委員会

野口遵記念館建設 基本構想・基本計画

目次

基本構想

1. 野口記念館再整備の必要性 1
 - (1) 基本構想の位置づけ
 - (2) 延岡市の文化環境の現状と課題
 - (3) 現代社会における文化芸術と文化政策のあり方
 - (4) 野口記念館の状況

2. 基本理念 8
 - (1) 野口遵記念館の位置づけ
 - (2) 野口遵記念館の役割・基本理念

3. 機能と活用の方向性 10
 - (1) 求められる機能
 - (2) 活用の方向性

4. 求められる施設・設備 12
 - (1) 立地・整備場所
 - (2) 諸室の機能・規模の考え方

5. 管理運営の基本的な考え方 14

基本計画

1. 基本計画の位置づけ等	15
(1) 基本計画の位置づけ	
(2) 施設の整備方針	
2. 活用の方法	17
(1) 活用の方針	
(2) 活用の体系	
3. 施設計画	20
(1) 施設機能の整理	
(2) 施設構成	
(3) 主たる機能諸室の検討・整理	
(4) 配置（動線）等の考え方	
(5) その他施設計画における留意点	
4. 管理運営の考え方	29
5. 整備に向けて	30
(1) 概算建設費	
(2) その他の建設等にかかる経費	
(3) 整備手法	
6. 整備スケジュール	32
(1) 整備スケジュールの整理	
(2) 開館までの業務	

付章

1 野口遵記念館建設 基本構想・基本計画検討 専門者会議	35
2 野口遵記念館建設 基本構想・基本計画検討 市民懇談会	38
3 意見募集（パブリックコメント）	41

基本構想 編

1. 野口記念館再整備の必要性

(1) 基本構想の位置づけ

延岡市公会堂野口記念館（以下「野口記念館」という。）は、昭和30年（1955年）に建設され、市制20周年記念事業として、当時の旭化成工業株式会社（現在の旭化成株式会社、以下全て「旭化成(株)」という。）から、創業30周年を記念して寄贈を受けた施設です。しかしながら、築63年を経過し躯体や設備の老朽化が顕著となっており、施設の抜本的な対策が急務となっていました。

長年、延岡市の文化振興を担い、延岡市と旭化成(株)の共存共栄の発展を象徴する施設として、市民に親しまれてきた施設であり、時代に即した文化施設として存続させ、使い続けたいという市民の声を受け、平成29年に旭化成(株)から寄附を受け、再整備を行うことになりました。この再整備により、本市における文化振興の象徴的施設として新たな一歩を踏み出すことが期待されます。

再整備にあたって新施設は、旭化成(株)創業者で「のべおか新興の母」と呼ばれる野口遵翁の功績を顕彰するとともに、施設の名称を「野口記念館」から「野口遵記念館」に改称します。（新施設は以下「野口遵記念館」という。）

野口遵記念館建設基本構想（以下「基本構想」という。）は、野口遵記念館の再整備の目的を整理し、その基本理念と方針を示すものです。

(2) 延岡市の文化環境の現状と課題

延岡市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化、インターネットの普及やグローバル化などに加え、東九州自動車道の開通により大きな変化がもたらされています。

ライフスタイルの変化や余暇時間の増大を背景に、市民の生活意識や価値観などが多様化し、文化芸術活動への関わり方も一律なものではなくなっています。そうした中で、広く市民に、文化芸術への関心を喚起し、その価値を享受できる環境づくりとして、身近に質の高い優れた文化芸術を鑑賞する機会や、自らも幅広い文化芸術活動に参加し、活動の成果を発表できる場が求められています。

①上位計画および関連計画

第6次延岡市長期総合計画において、市民参加型の文化活動を推進するとともに、郷土の先賢の顕彰を進めることが、今後の取組みとして示されています。

【第6次延岡市長期総合計画前期基本計画(平成 28 年 3 月策定)より】

第4部 豊かな心を育む人づくり

第4章 市民文化

施策の展開

施策1 文化活動の推進

○基本的方向・目指す姿

活発な文化活動を支援し、文化レベルのさらなる向上を図ります。また、新たに文化活動を行う市民の意向に配慮し、その実現に向けて共に取り組みます。

文化活動を促進するための環境整備として、文化施設の整備補修に努めます。

芸術文化の鑑賞と発表の機会の充実を図ります。

郷土の発展、文化振興等に多大な功績を残した先賢を顕彰します。

○取組項目

(1) 文化活動の充実

行政は、芸術文化の鑑賞と発表の機会の充実を図ります。また、**市民参加型の文化活動を推進するとともに、郷土の先賢の顕彰を進めます。**

また、野口記念館の立地する川中地区は、延岡城跡、市庁舎、カルチャープラザのべおか等の市民利用型の公共・教養文化施設の一大集積地であり、中心市街地として、市民活動・交流拠点の形成や、快適な回遊空間づくりなどの活性化が望まれている地域です。(延岡市中心市街地活性化基本計画 (平成 13 年 3 月策定))

そして、人口減少化時代を迎える中で、新たに整備される施設には、開館後の長期にわたる施設の維持管理についても、効率化や長寿命化に配慮することが求められます。(延岡市公共施設維持管理計画 (平成 28 年 3 月策定))



中町通りから見た、現在の野口記念館

②ホール施設の整備状況

延岡市では1985年（昭和60年）以降、大・小ホール機能を中心として整備された、延岡総合文化センターを文化活動の拠点として、中ホール機能を持つ野口記念館と一体的に、芸術文化の鑑賞と発表の機会の充実を図ってきました。

また、文化施設以外では、社会教育施設であるカルチャープラザのべおかに、カルチャー施設として、市民の創造・発表活動に利用されるホールが整備されています。

◆延岡総合文化センターの概要

所在地	宮崎県延岡市東砂浜町 611-2		
開館日	1985年(昭和60年) 築33年		
面積	敷地面積 15,905 m ² 、延面積 7,757 m ²		
ホール概要	大ホール:1,306席／車椅子6席 小ホール:287席／車椅子4席		
運営	(公財)延岡総合文化センター（常勤職員数:7名）		

◆カルチャープラザのべおか（カルチャー施設）の概要 ※社会教育センター(公民館・昭和52年開館)と複合

所在地	宮崎県延岡市本小路 39-1		
開館日	1997年(平成9年) 築21年		
面積	延面積 7,952 m ²		
ホール概要	多目的ホール :定員 400人、336 m ²		
要	ハーモニーホール :定員 200人、185 m ²		
運営	教育委員会 社会教育課		

野口記念館における鑑賞機会の提供をはじめとした文化事業や貸館運営は、指定管理者が延岡総合文化センターと一体的な管理運営を行っていますが、大・中・小の規模の異なるホール施設を利用した文化振興施策の展開ができる一方、運営効率化のため、野口記念館は利用がない際は閉館していることが多く、周辺施設との親和性が高まらない一因となっていることが考えられます。

(3) 現代社会における文化芸術と文化政策のあり方

平成 29 年「文化芸術基本法」が制定されました。この法律は、平成 13 年に制定された「文化芸術振興基本法」が改正されたものですが、その趣旨として、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策をその範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが示されています。

また、平成 24 年に制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」では、劇場や音楽堂等が担っている「国民の生活においていわば公共財とも言うべき存在」という社会的役割や「新しい広場」や「世界への窓」などの期待される機能が明らかにされ、地方公共団体の果たすべき役割として、地域特性に応じた施策の策定や実施などが示されています。また、基本的な施策として、地域における実演芸術の振興や人材の養成、学校教育との連携などがあげられています。

宮崎県においては、「未来みやざき創造プラン」（平成 23 年策定、平成 27 年 7 月改訂）、「みやざき文化振興ビジョン」（平成 23 年 3 月策定、平成 29 年 3 月改訂）が示されています。

(4) 野口記念館の状況

開館 63 年を迎えた野口記念館は、延岡総合文化センターの大ホール（1,312 席）と小ホール（291 席）と合わせ、中ホール（648 席）としての役割を果たしています。

文化活動や式典等の場として多くの市民が来場する公会堂施設として親しまれてきており、平成元年には観客席や内装等の改修工事を行っています。



昭和 33 年ころの野口記念館

◆概要

所在地	宮崎県延岡市東本小路 119-1
開館日	1955年(昭和30年) 築63年
規模	RC造地下1階地上2階建て [建物高さGL+14.075m]
面積	敷地面積 4,365 m ² 、建築面積 1,790 m ² 、延面積 2,596 m ²
ホール概要	固定席:638席／車椅子席:10席 計:648席



ホール 舞台から客席



ホール 客席から舞台

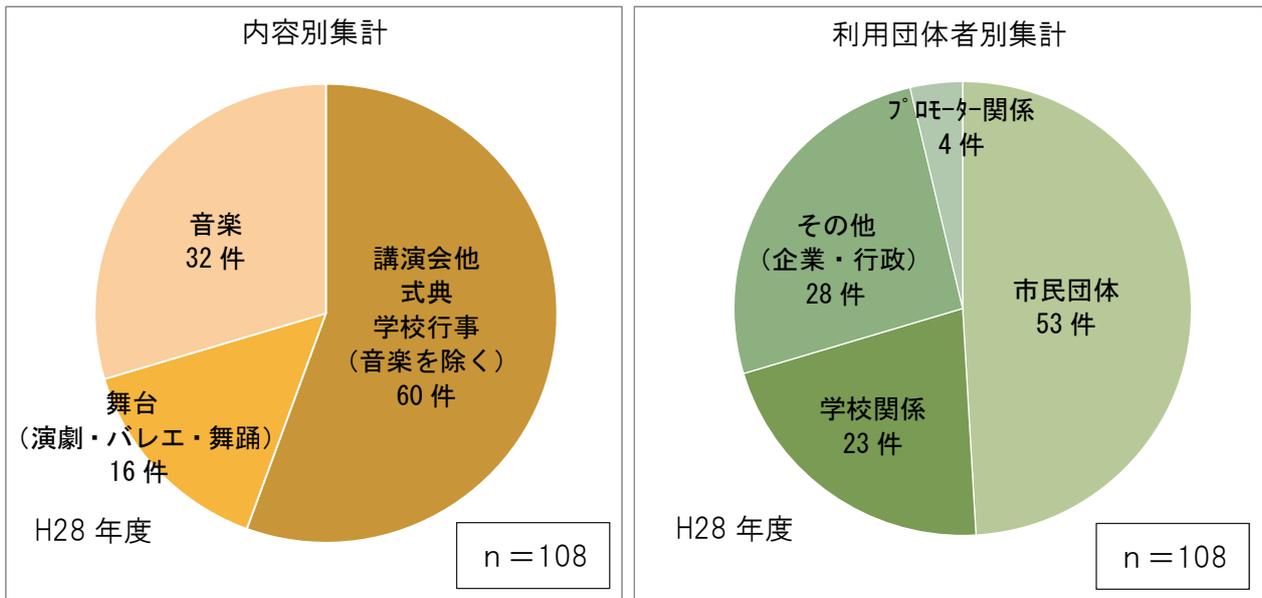


ホワイエ

◆利用状況

平成 28 年度の利用状況は、内容別で見ると、式典行事や学校行事等での利用が最も多く、次いで音楽、舞台関係となっています。利用団体別では、市民団体利用が約半数を占める状況で、次に学校、その他（企業・行政）の利用となり、興行利用は少ない状況です。平成 28 年度の館の利用率は 36%となっています。

【平成 28 年度 利用概要】



【平成 28 年度 利用率】

	年間日数	利用可能日数	利用日数（延べ）	利用率
H28 年度	365 日	276 日	100 日	36%

◆設備の劣化と再整備の必要性

野口記念館は、施設や諸設備の経年劣化に加え、様々な機能や性能の低下も大きな課題となっています。

例えば、舞台設備は、時代に即した公演に対応できておらず、ホール機能として不十分な面が指摘されています。また、楽屋や控室等の機能も脆弱と言えます。さらに、エレベーターやスロープなどが未整備で、バリアフリー化への対応も遅れています。

これらは、部分的な補修や改修といった解決が極めて困難であり、今日求められている地方自治体の文化政策や施設整備のあり方、また、延岡市における文化環境の現状と課題を踏まえ、時代にふさわしい新たな施設として再整備することが求められます。

2. 基本理念

(1) 野口遵記念館の位置づけ

昭和 30 年（1955 年）に建設された野口記念館は、旭化成(株)が整備し、従業員だけではなく広く延岡市民に対して、音楽や舞台芸術、芸能等に親しむ場となるようにとの想いを込めて、当時としては、最新の近代的建造物として、延岡市に寄贈された施設です。旭化成(株)の創業者である野口遵翁(*)の名前を冠として「延岡市公会堂野口記念館」として親しまれてきました。

そうした経緯を踏まえ、新たな野口遵記念館は、市民のまちへの愛着や誇り（シビックプライド）を醸成し、市民のまちづくりに対する参画意欲を高め、成熟した地域社会の形成に寄与する施設として再整備します。また、活力ある地域を築くために、市内にとどまらず、市外からの誘客にも繋がる、地域の活性化に寄与する施設を目指します。

延岡城跡やカルチャープラザのべおか、内藤記念館等と一体となった歴史文化ゾーンの一翼を担う文化施設であるとともに、観光、産業、教育、福祉といった他の施策分野との連携により集客力を高め、将来にわたって、延岡市のまちの魅力を創造、発信する貴重な財産として長く親しまれる施設とします。

(*) 野口遵（のぐち したがう、1873-1944）明治-昭和時代前期の実業家。日本窒素肥料(株)（現在のチッソ(株)）を中核とする日窒コンツェルンを一代で築き「電気化学工業の父」と称された。現在の旭化成(株)、JNC(株)、積水化学工業(株)、積水ハウス(株)等の実質的な創業者。昭和初期より朝鮮半島に進出し、鴨緑江水系に大規模な水力発電所を建設、咸鏡南道興南にコンビナートを造成し「朝鮮半島の事業王」と称されるなど、国内外で近代工業発展に大きく貢献した。



昭和 10 年ごろの野口遵

(2) 野口遵記念館の役割・基本理念

野口遵記念館の役割を以下の3つに整理します。

- ① まちへの愛着と誇りを醸成します
- ② 全ての市民の主体的、自主的な文化芸術活動を支えます
- ③ 次代を担う子どもたちを育み、活力ある地域社会を築きます

①まちへの愛着と誇りを醸成します

野口記念館は、延岡城跡と一体的な景観の中で、長く市民に親しまれてきました。野口遵記念館においても、その歴史を引き継いでいきます。そして、延岡城跡、市庁舎、カルチャープラザのべおか、新たに整備される内藤記念館等とともに、歴史文化ゾーンの一翼を担う文化施設として、市民や来訪者が参集できる場所や機会の提供を通して、人々の活動や交流を生みだし、まちの回遊性を高めることで中心市街地の活性化に寄与します。

ユニバーサルデザインを実現し、全ての市民だけでなく、市外からの来訪者にも施設の門戸が開かれている環境を整え、共生社会実現の一助となるとともに、広く親しまれる文化施設として、多くの市民のまちへの愛着と誇りを醸成します。

②全ての市民の主体的、自主的な文化芸術活動を支えます

延岡市では、音楽、美術、生活文化、演劇、舞踊など、多くの市民が多様な文化芸術活動を行っています。これまで、延岡総合文化センターが鑑賞機会の提供と合わせ、これらの活動を支える大きな役割を担ってきましたが、文化芸術に誰もが親しみ、地域全体に活発な活動展開がなされていくためには、例えば、練習や発表の場の充実や更なる機会の拡大が望まれます。

野口遵記念館も、文化芸術に触れる機会の提供と合わせ、全ての市民の主体的、自主的な文化活動を促進する場の一つとなることを目指します。さらに、文化による様々な人々の社会的なつながりや活動を生みだし、地域とともに成長していく施設となることを目指します。

③次代を担う子どもたちを育み、活力ある地域社会を築きます

特に、次代を担う子ども世代に対しては、延岡総合文化センターとともに、文化芸術を観て、体験して、表現する場として文化芸術に親しむきっかけをつくり、主体性や表現力を培い、豊かな心を育む環境をつくります。また、子どもたちの文化活動を通して、様々な地域や世代の交流を促進するなど、生き生きとした活力ある地域社会の形成に寄与します。

3. 機能と活用の方向性

(1) 求められる機能

前頁で整理した役割・基本理念に基づき、求められる機能を以下のように整理します。

- ① 市民の文化活動を支え、文化芸術等に触れる機会を提供する
- ② 交流を促進し、賑わいを生み出す
- ③ 野口遵翁を顕彰し、工都としての延岡の歴史を伝える

(2) 活用の方向性

① 市民の文化活動を支え、文化芸術等に触れる機会を提供する

延岡総合文化センターとの連携により、以下の活動を支援します。

◆ 施設提供

地域に根ざした活動や市民の文化活動に対し、発表の場を提供します。

また、文化活動にとどまらず、地域活性化に繋がる事業等に、柔軟に場所を提供します。

◆ 鑑賞・普及

延岡総合文化センターにない中ホール機能として、その特性にあう優れた文化芸術の鑑賞機会を提供できるようにします。このことにより、より多くの人に文化芸術への興味・関心を喚起するとともに、市民の文化活動の質や技術の向上が図られるよう、文化芸術の普及・振興に寄与します。

② 交流を促進し、賑わいを生み出す

歴史文化ゾーンの一翼を担う施設として、市民の憩いの場となり、来訪者に開かれた施設として、世代や活動分野を超えた様々な交流を促進し、賑わいを生み出します。

◆ 育成・交流

市民の文化芸術等の活動の芽を育み、特に、次代を担う子どもたちの豊かな心を育む場とします。

また、人々が気軽に集い交流できる場を提供するとともに、高速道路からのアクセス

や、歴史文化ゾーンに位置する立地の良さを活かし、市外からの誘客を促し、観光との連携や地域の賑わいの創出に寄与する施設とします。

◆ **連携・情報**

再整備される内藤記念館やカルチャープラザのべおかななどの既存施設、観光資源である延岡城跡、また周辺で行われる各種イベント等の地域資源と連携できる施設を目指します。

また、市内の文化芸術や交流活動はもちろん、観光、産業、教育、福祉といった他の分野とも連携し、集客施設としての機能を活かし、様々な情報の発信が出来るようにします。

③ **野口遵翁を顕彰し、工都としての延岡の歴史を伝える**

子どもたちに、延岡市の工都黎明期の姿を伝え、地域のアイデンティティを育むとともに、来訪者に対してのインフォメーションを提供し、他の産業遺産や観光資源等との周遊ルート形成にも寄与します。

◆ **顕彰**

旭化成(株)の創業者である野口遵翁について、その人物や、功績を顕彰します。延岡市民だけでなく、市外からの来訪者に対しても、誰もが知る存在となるよう、グラフィックパネルやデジタルコンテンツ等の展示により伝えていきます。

◆ **展示**

「工都のべおか」と言われてきた延岡市の工都黎明期の姿を、グラフィックパネルやデジタルコンテンツ等の展示を用いた、常設展示を検討します。

また、他の産業遺産や、観光資源等への周遊につながる、インフォメーションを提供します。

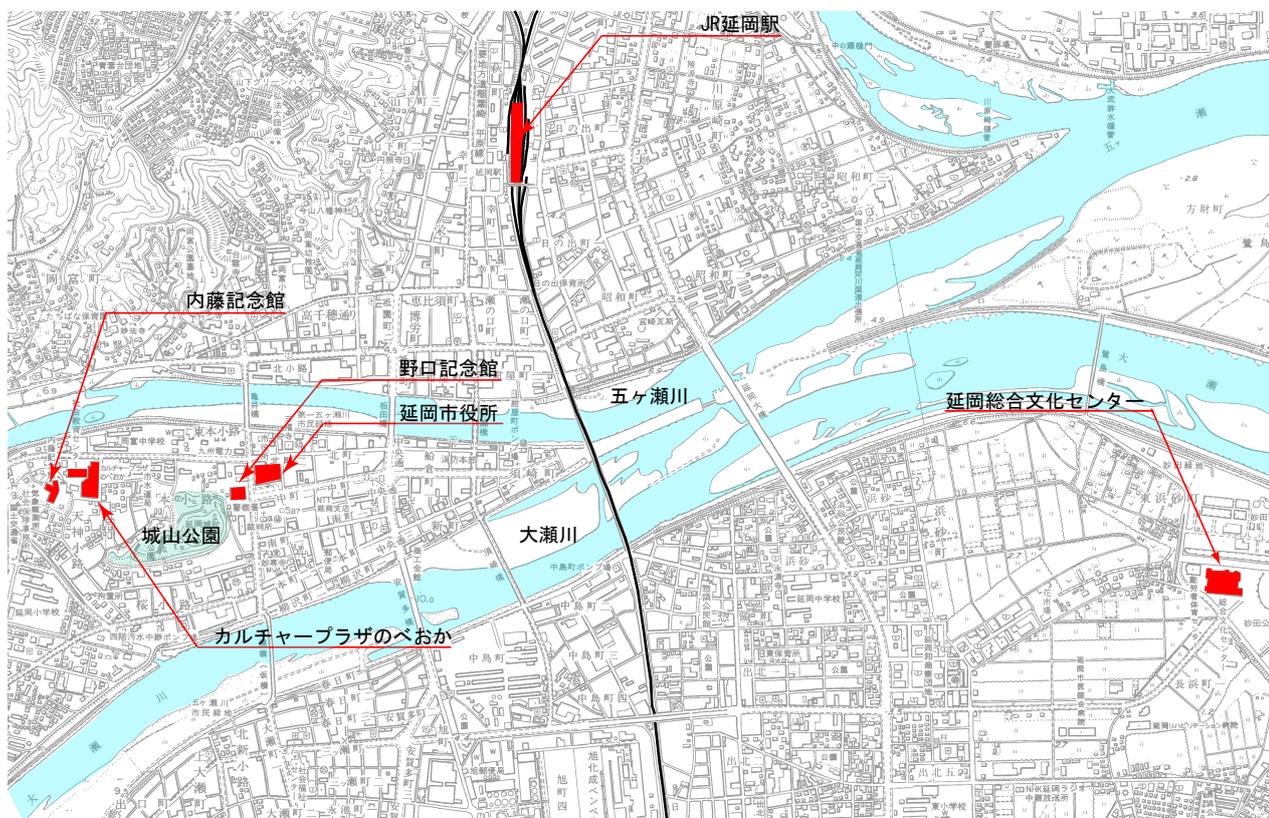


4. 求められる施設・設備

(1) 立地・整備場所

① 野口記念館の位置

野口記念館は、川中地区の中で、延岡城跡（城山公園）、市庁舎に隣接した位置にあります。近隣では、歴史民俗博物館として内藤記念館の再整備が進められていることと合わせ、歴史文化ゾーンを形成する魅力的なエリアとして期待されています。



② 野口遵記念館の現位置での再整備

野口遵記念館は、野口記念館がその利便性の良い立地等により、市民に長く親しまれてきたことから、同位置での再整備とします。ただし、延岡市景観形成重点地区内に位置するため、延岡市景観条例による高さ制限にも配慮しながら、必要な機能を設けるものとします。

合わせて、野口記念館の利用率低迷の一因との意見もある、駐車場の整備について整理し、利用者（公演主催者）、来館者用の駐車場や駐輪場の確保に努めます。

(2) 諸室の機能・規模の考え方

① ホール機能

- ・音楽重心型の多目的ホールとし、客席数は600～700席程度とします。
- ・市民に親しまれ、活用しやすい施設としますが、プロによる巡回公演等にも十分対応できるように計画します。

② 展示機能

- ・野口遵翁を顕彰するほか、延岡市の工都黎明期の姿を伝える、常設展示のスペースを計画します。

③ 交流機能

- ・延岡城跡周辺の文化施設の一つとして、賑わいの創出に寄与する空間構成とします。
- ・世代、活動分野を超えて様々な文化芸術の交流を促進し、人材の育成や情報の発信を担う場として、交流ロビーやギャラリーを設けます。
- ・高速道路のアクセスや、歴史文化ゾーンに位置する立地の良さを活かし、文化活動にとどまらず市外からの集客を促進するために、ホールとともに多目的に活用できるフリースペースを設けます。
- ・市民が気軽に憩える場として、また、歴史文化ゾーンを巡る観光客等の休憩場所としての役割を担うスペースを計画します。

④ 管理機能

- ・職員の執務スペースなど、館内の動線計画に配慮した、施設の運用に必要な諸室を計画します。

⑤ その他

- ・ホール、展示室への来訪者が利用する、エントランスや授乳室、また、主催者が必要に応じ託児サービスを提供できるよう、託児室などを計画します。
- ・エントランスは、利用者が最初に訪れる場所であり、外部を通行する人を誘因する場所として、賑やかさや視認性に配慮した内装やサイン計画とします。

5. 管理運営の基本的な考え方

これまで野口記念館は、延岡総合文化センターと一体のものとして、同一の指定管理者がその運営を担ってきました。

延岡市の文化振興施策を展開するにあたり、規模の異なる複数のホール施設を一元的に管理運営することが望ましいという視点から、今後とも、延岡総合文化センターと野口遵記念館は、一体的管理運営を行っていくものとします。

延岡市の文化芸術振興

市民の文化芸術活動の促進 / 芸術文化の鑑賞と発表機会の充実 / 先賢の顕彰
(※第6次延岡市長期総合計画前期基本計画第4章より)

一体的管理運営

延岡総合文化センター

大ホール
1312席

小ホール
291席

展示室

会議室/研修室
交流室/視聴覚室

練習室

野口遵記念館

中ホール
600～700席程度

フリースペース/大会議室

リハーサル室/練習室

・文化芸術と、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業
その他関連分野との連携

・市民活動・交流拠点の形成
・市内全体の回遊空間づくり

旭化成展示センター
(*民間施設)

延岡城跡

内藤記念館

カルチャープラザのべおか

多目的ホール:定員 400人
ハーモニーホール:定員 200人

歴史文化ゾーンを形成

市庁舎

川中地区の施設

基本計画 編

1. 基本計画の位置づけ等

(1) 基本計画の位置づけ

野口遵記念館建設基本計画（以下、「基本計画」という。）は、野口遵記念館建設基本構想（以下「基本構想」という。）で示された施設の役割・基本理念や、施設整備の方向性に基つき、それを実現するための活動の方向性、諸室の機能・規模の考え方などの、施設計画の方向性を示すものです。

今後は、基本計画に沿って、基本・実施設計、施工、管理運営計画、開館準備業務が進められていくことになります。

【基本計画の位置づけ】

基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ・整備の目的と概要 ・現状の把握、課題の整理 ・施設の役割・基本理念 ・施設に求められる機能
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・活用の方法 ・施設の概要、機能諸室、構成 ・整備手法、スケジュール

基本設計	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画(施設規模・諸室配置) ・設備の選択と決定 ・概算工事費の算出 	管理運営基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営方針 ・活動の考え方
実施設計	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事発注のための図面作成 ・経費内訳書の作成(数量・単価) 	管理運営実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・運営手法、運営体制 ・事業計画
建設工事	建築、電気、機械(空調、衛生)、昇降機、舞台設備 等	開館準備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・業務体制の構築 ・事業準備
開館準備			
開 館			

なお、本計画においては、基本構想に倣い、1955年（昭和30年）に整備された延岡市公会堂野口記念館を「野口記念館」、新たに整備される施設を「野口遵記念館」と記し、旭化成株式会社については年代毎の改称、社名変更によらず「旭化成(株)」と記します。

(2) 施設の整備方針

基本構想において、上位計画や延岡市の文化環境、現在の社会的状況や、野口記念館の現状を踏まえ、野口遵記念館の役割・基本理念が以下の3点に整理されています。

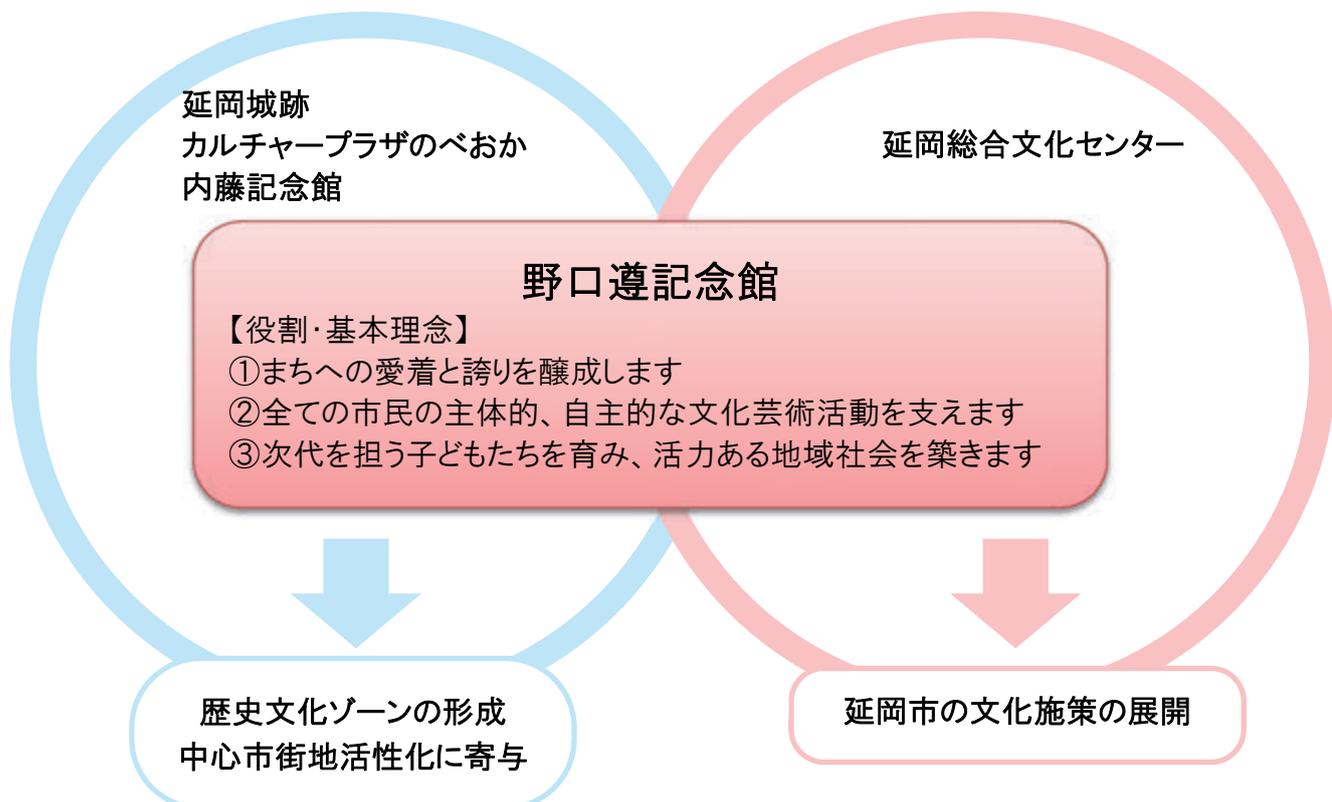
【野口遵記念館の役割・基本理念】

- ① まちへの愛着と誇りを醸成します
- ② 全ての市民の主体的、自主的な文化芸術活動を支えます
- ③ 次代を担う子どもたちを育み、活力ある地域社会を築きます

野口遵記念館は、野口記念館がこれまで担ってきた役割の継承を基本としながらも、再整備にあたって改めて整理された上記の基本理念を踏まえて整備します。

文化政策の展開にあたっては、引き続き、延岡総合文化センターとの連携はもちろん、延岡城跡やカルチャープラザのべおか、内藤記念館と一体になった歴史文化ゾーンの形成に加えて、観光、産業、教育、福祉といった他の施策分野との連携により、市外からの集客も視野に、中心市街地活性化に寄与することを目指します。

また、施設整備にあたっては、野口記念館と同位置での再整備としますが、施設、設備はもちろん、駐車場・駐輪場等も含め、必要な機能を確保しながらも、将来的な財政負担にも配慮し、整備を進めていきます。



2. 活用の方法

(1) 活用の方針

基本構想では、基本理念に基づき、野口遵記念館に求められる機能を①～③の3つに整理し、活用の方向性を(ア)～(カ)の6つの体系にまとめています。

【野口遵記念館に求められる機能 → 活用の方向性】

- ① 市民の文化活動を支え、文化芸術に触れる機会を提供する
→ (ア) 施設提供 (イ) 鑑賞・普及
- ② 交流を促進し、賑わいを生み出す
→ (ウ) 育成・交流 (エ) 連携・情報
- ③ 野口遵翁を顕彰し、工都としての延岡の歴史を伝える
→ (オ) 顕彰 (カ) 展示

(2) 活用の体系

上記で整理された6つの体系に沿って活用を図っていきます。活用を図るにあたっては、延岡総合文化センターと一体的に行いますが、立地や施設の特性を活かした活用となることにも配慮します。

(ア) 施設提供

地域に根ざした活動や市民の文化活動・交流活動を支援するため、施設を広く貸し出し、練習や発表の場、交流の場として利用を促進します。

また、文化活動にとどまらず、地域活性化に繋がる事業等に柔軟に貸し出します。

【活用事例】

- ・ 文化芸術活動を行う市民や団体への練習、発表の場の提供
- ・ ホールとフリースペースをセットで利用する学会や研修会等への会場提供

(イ) 鑑賞・普及

延岡総合文化センターにはない、中ホール機能である野口遵記念館のホールの特性や優れた機能を活かした、優れた文化芸術の鑑賞機会を提供します。そのことにより、より多くの人に文化芸術への興味・関心を喚起するとともに、市民の文化活動の質や技術の向上が図られることが期待され、「(ア) 施設提供」との相乗効果を引き出し、文化芸術の普及・振興に寄与します。

【活用事例】

- ・ホールの特性にあった演目や、ホールの機能を引き出す演目など、多彩なジャンルの文化芸術の公演
- ・市外近隣や九州圏内からも集客できるような、ホールの特性を活かした魅力的な音楽公演、舞台芸術公演の実施

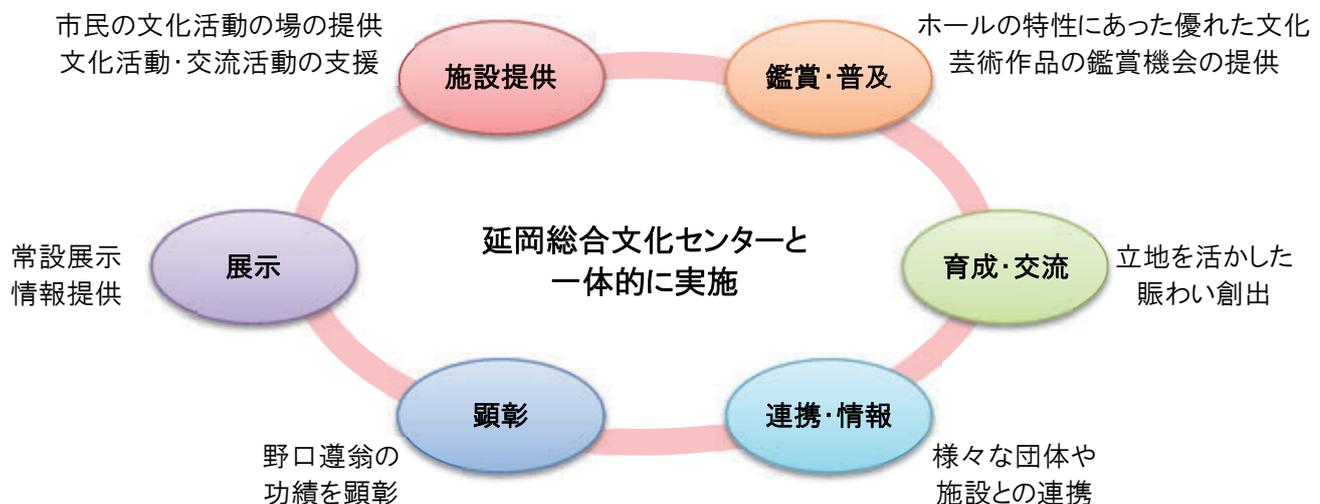
(ウ) 育成・交流

「(ア) 施設提供」「(イ) 鑑賞・普及」のさらなる発展と活性化のためにも、特に、次代を担う子ども世代が文化芸術に親しむための活用を図っていきます。

また、人々が気軽に集い交流できる場が提供されることや、立地の良さを活かし市外からの誘客を促すことで、観光との連携や地域の賑わいの創出につながることを期待されます。

【活用事例】

- ・施設内のホール以外の空間（ロビーや展示室等）でのミニコンサート
- ・野口遵記念館のバックステージツアー
- ・ホールと各諸室を連動させて実施する、全体会・分科会型研修



(エ) 連携・情報

再整備される内藤記念館や、カルチャープラザのべおかななどの既存施設、観光資源である延岡城跡、また周辺で行われる文化事業等の地域資源と連携することで、歴史文化ゾーンにおける人の回遊性が向上するような活用を目指します。

また、高速道路からのアクセスの良さや、歴史文化ゾーンに位置する立地の良さを活かし、観光、産業、教育、福祉といった他の分野と連携し、市外からの誘客も想定しながら来訪者に対して、文化情報はもちろん観光情報等、様々な情報の提供を行います。

【活用事例】

- ・市内の文化施設、文化団体との連携
- ・県内外・近隣文化施設等との連携、情報提供
- ・地域のメディアとの連携
- ・教育機関や企業との連携
- ・歴史文化ゾーンにある各施設や観光協会等との連携
(パンフレットの相互配架やポスターの掲出、キャンペーン同時開催など)

(オ) 顕彰

旭化成(株)の創業者である野口遵翁について、その人物や、功績を顕彰します。市民だけでなく、市外からの来訪者に対しても、誰もが知る存在となるよう、グラフィックパネルやデジタルコンテンツ等の展示により伝えていきます。

【活用事例】

- ・胸像設置、生い立ちや功績についてのグラフィックパネル及びデジタルコンテンツ等を用いた常設展示

(カ) 展示

旭化成(株)と延岡の関わり、「工都のべおか」と言われてきた本市の工都黎明期の姿をテーマに、グラフィックパネル及びデジタルコンテンツ等を用いた常設展示を検討します。また、市内の他の産業遺産や観光資源等への周遊につながる、インフォメーションを提供します。

【活用事例】

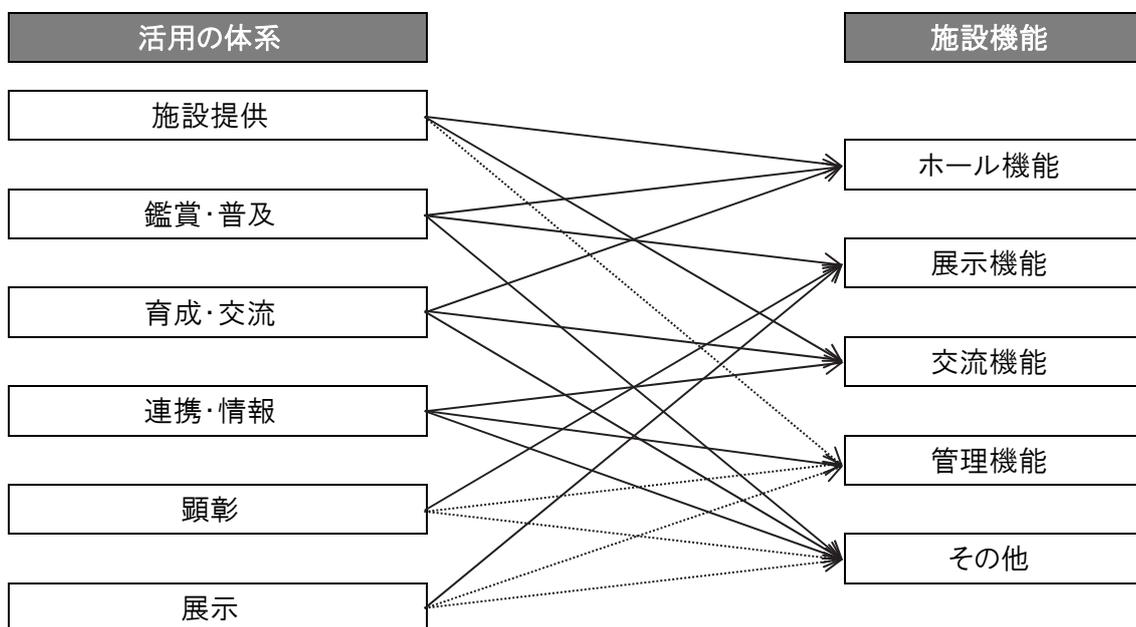
- ・グラフィックパネル及びデジタルコンテンツ等を用いた常設展示
- ・旭化成展示センターとの連携

3. 施設計画

(1) 施設機能の整理

①活用・活動方針と施設機能の関係

基本構想に示されている5つの施設機能と、「2. 活用の方法」で整理した活用の体系との関係は以下のように整理されます。



② 配置計画の考え方

各諸室の配置は、周辺環境や近隣住環境に対して、十分に配慮した計画とします。また、「観客・来館者」「出演者・スタッフ・関係者」及び「楽器・大道具等の搬出入」の3つの動線が基本的に独立し、相互に干渉しあうことのないように機能的に最も適した計画とします。

◆ 敷地条件

基本構想で示されている通り、野口記念館との同位置での再整備を前提とします。敷地は延岡市景観形成重点地区内に位置するため、延岡市景観条例により、高さ制限（標高21m、地表高さ15m）があります。

また、埋蔵文化財等に配慮し、地下を深く計画することはありません。

◆ 建物の高さ

一般的な多目的ホール施設の特徴として、舞台部分（フライロフト）の建物高さが高くなる傾向にあります。野口遵記念館の計画においては、延岡城跡（城山公園）や周辺への景観に配慮し、圧迫感をおさえることはもちろん、建物高さを最大限に活用しながら、利用者の多様な使用に対応する演出機能を持つ舞台設備計画をしていく必要があります。

◆ 駐車場・駐輪場の確保

駐車場については、周辺駐車場と合わせ、利用に支障のない台数の確保が必要です。関係者や出演者用、福祉車両用の専用駐車スペースは、建物配置に考慮し適切な位置に確保します。また、来館者用の駐車場・駐輪場についても、市役所来客者駐車場や周辺駐車場とあわせて、可能な限り台数を確保し、利用しやすい施設となるように検討していきます。

(2) 施設構成

施設機能は、基本構想より、以下の5つの機能で整理します。全体で4,200㎡程度を予定しており、各ホールや諸室の想定規模は以下のとおりです。

【施設構成と施設規模】

機能	内容	想定規模
ホール機能	客席（600～700席程度）、舞台、各調整室、ホワイエ、楽屋、トイレ、搬入・荷捌き、楽屋エントランス、倉庫等	2,900㎡程度
展示機能	野口翁顕彰ギャラリー、展示室、準備室、倉庫等	100㎡程度
交流機能	フリースペース、練習室・リハーサル室、交流ラウンジ、飲食スペース、屋外ロビー（*延床面積に含まない）等	500㎡程度
管理機能	事務室、受付カウンター、倉庫、設備関係等	500㎡程度
その他	エントランスホール、託児室、授乳室等	200㎡程度
施設全体合計		4,200㎡程度

(3) 主たる諸室機能の検討・整理

各諸室機能の仕様についても、施設全体と同様に、3つの役割・基本理念を実現することに配慮して計画します。限られた計画敷地の中で、整備費や将来的な維持管理費を低減させる仕様とするとともに、延岡総合文化センターとは別の特性を持つ（棲み分ける）施設とします。

①ホール機能

ホールは、市民の文化芸術活動の練習と発表の場を主としながらも、規模にあった優れた文化芸術を鑑賞する機能も備えた施設として計画します。建物高さの制限により、高度な舞台芸術向けの設備を設けることが難しいことから、生音の響きに配慮した音楽重心型のホールとしますが、様々な分野の音楽（合唱、室内楽、吹奏楽、邦楽、現代音楽など）だけでなく、演劇・ダンス等の舞台芸術、簡易な音楽劇など、多様な舞台芸術にも十分対応できる多機能なホールとします。市民のハレの場としてふさわしい雰囲気と音響効果に配慮したデザインとします。

舞台	<ul style="list-style-type: none"> ●プロセニウム形式※の舞台を基本とします。 ●主舞台は、間口8間（約14.5m）とし、それに見合う十分な舞台奥行きを確保するとともに、側舞台を主舞台の上下（かみしも）にバランスよく配置します。 ●生音の響きが求められる声楽やピアノ等による音楽利用から、演劇やダンスなどの舞台芸術の上演まで、多様な演目に対応することのできる多機能型とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・可動型の音響反射板を設け、生音を活かした音楽利用に適したホールとします。 ・建物高さの制限を遵守しながら、舞台芸術作品の上演にも対応できる舞台設備を設けます。 ・舞台上演者が段差なく移動できる動線・設備を計画します。 ●舞台に隣接して楽器庫や舞台備品倉庫などを計画します。 ●搬入車両に対応した荷捌きのスペースを設けます。 ●トラックヤード※は大型車両の寄付きを可とし、効率よく且つ安全に作業ができるよう動線を確保し配置します。雨天時の作業にも支障が無いよう配慮します。
客席	<ul style="list-style-type: none"> ●客席は600～700席程度とします。 ●多層客席も可能ならば検討可とし、その際は1階席のみを400～500席規模のホールとしても利用出来ることを想定します。 ●客席のどこからでも繊細な演奏や舞台での細やかな演技が十分に鑑賞できる空間とします。舞台までの視距離や見やすさに配慮した配置とします。エントランス※、ホワイエ※から客席まで高齢者や障がい者の利用に配慮した動線・設備を計画します。 ●車椅子席を設けます。また、車椅子利用者が客席から舞台へ段差なく移動できる動線を確保します。 ●客席後部に、各種調整室、親子での鑑賞・上演撮影・同時通訳などに利用できる多目的室を計画します。

※プロセニウム形式 舞台と客席を額縁（プロセニウム）によって明確に区画する舞台形式のこと

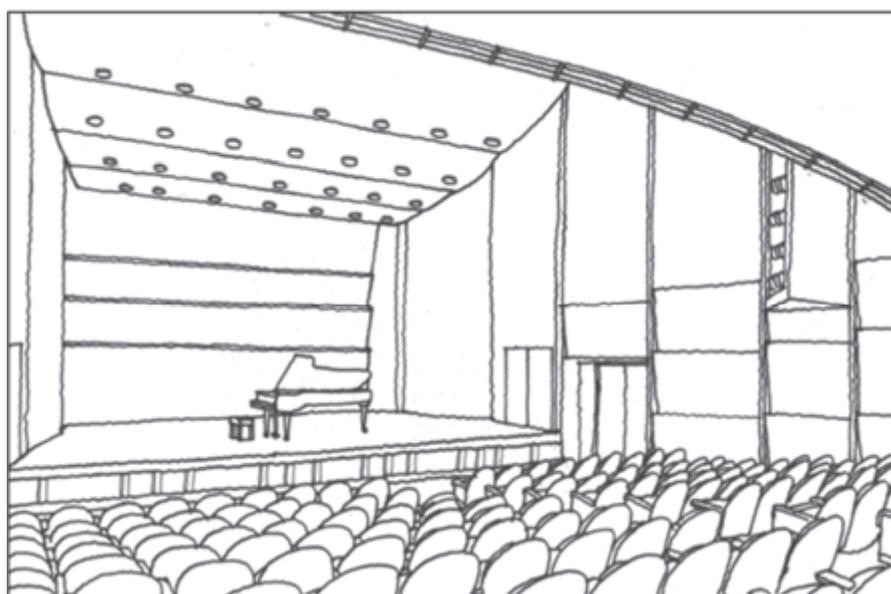
※トラックヤード 大型車両の搬入スペース

※エントランス 建物の入り口部分

※ホワイエ チケットのもぎりから客席入口までの空間。有料公演の場合の有料エリア

付 属 機 能	ホワイエ	<ul style="list-style-type: none"> ● エントランスホールなど一体的にも利用できるなど、様々な利活用ができるよう計画します。 ● トイレ（多目的含む）、主催者控室、案内係控室、ロッカールーム、倉庫などを含みます。
	楽屋	<ul style="list-style-type: none"> ● 収容人数にあわせて化粧前、更衣スペース、洗面等を適宜設置した小・中楽屋を計画します。 ● 子供から高齢者、障がい者を含む様々な出演者に配慮して計画します。 <p>（※大楽屋は交流機能にて（練習室兼用）計画します。）</p>
	アーティストラウンジ	● 出演者の休憩、打合せ、面会などのためのスペースとします。
	給湯室	● 流し、湯沸し、冷蔵庫置き場をアーティストラウンジに近接して設けます。
	トイレ	● 来訪者の利用しやすい場所、また、楽屋エリア専用男女別に計画します。（多目的含む）
	洗濯・乾燥機スペース	● 衣裳用の洗濯機・乾燥機を設置できるスペースを計画します。
	倉庫・備品庫	● 舞台や楽屋で使用する備品を格納します。
	楽器庫（ピアノ等）	● ピアノ等の格納に適した空調設備のある楽器庫を、舞台への移動に配慮した位置に設けます。
	調整室	● 音響調整室、調光操作室、投影室などを設けます。
	投光室	● フロントサイドスポットライト、シーリングスポットライト、フォロースポットライトの投光室を設けます。
	舞台設備機械室	● 舞台機構制御盤室、アンプ室など、必要に応じて計画します。
	楽屋口・楽屋受付	● 楽屋の入退館をチェックするための専用出入口です。
	搬入口（荷捌き）	● 楽器や大道具、備品等、ホールで使用するものの搬出入を行います。11t ガルウイング車両※からの荷卸しに対応します。

※ガルウイング車両 横跳ね上げ式荷台を持つ車両のこと。荷物の出し入れが容易なため、搬出入によく利用される



②展示機能

野口遵翁の人物像を紹介し、顕彰する「ギャラリー」と、野口遵翁が延岡において事業を展開するに至った由来や、その紹介を中心に延岡が工業都市として発展した黎明期の姿などを伝える「展示室」をそれぞれ設けます。

野口遵翁顕彰 ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> ●利用目的によらず、来館者全ての目に留まる、オープンなスペースでの展示とし、エントランスの近くなど、人の目に触れやすい位置に設けます。 ●面積は 30 m²程度とします。 ●野口遵翁の人物や事業功績を伝えるグラフィックパネル類やデジタルコンテンツを中心とした展示を計画します。
展示室	<ul style="list-style-type: none"> ●常設の展示室を設けます。 ●旭化成(株)と延岡の関わりや、延岡が工業都市として発展した黎明期の姿などについて、グラフィックパネル類やデジタルコンテンツを中心とした展示を基本とします。また、前野口記念館が偲ばれる物品等を展示します。 ●展示室専用の搬入口は設けません。必要に応じてホール機能の搬入口を利用できるように、動線に配慮して計画します。



③交流機能

広く市民が集いコミュニケーションを図る場として、気軽に利用できるスペースを計画します。また、研修や展示会等にも活用できるフリースペースを計画します。

フリースペース ・練習室 ・リハーサル室	<ul style="list-style-type: none"> ●フリースペースは、各種会議やミニコンサート等、多目的な利用が可能となるよう、可動間仕切り壁も計画します。 ●市民が気軽に練習のできる場となる音楽、ダンス、演劇等のための練習室を計画します。机・椅子を並べることで打ち合わせ等に利用可能とします。 ●ホールでの本番前のリハーサルを行うリハーサル室として、また、出演者が多く楽屋が不足する場合に移動型の化粧前や更衣ブースを設置することで大楽屋として利用できるよう動線や区画に配慮して配置します。 ●ホールの利用に影響しないよう、十分な遮音性能を確保します。
交流ラウンジ 飲食スペース	<ul style="list-style-type: none"> ●交流・打合せ・休憩のためのスペースとします。 ●情報コーナーを併設します。 ●男女別トイレ（多目的トイレを含む）を含みます。 ●飲食が可能な空間としますが、その提供方法（簡易な売店（カフェ・スタンド）または自動販売機等）については、今後の検討とします。
屋外ロビー	<ul style="list-style-type: none"> ●交流ラウンジ・飲食スペースと連続し、外部を通行する人を誘因し、賑わいを生むスペースとします。

④管理機能

施設の運用に必要な諸室を計画します。

事務室 受付カウンター	<ul style="list-style-type: none"> ●施設管理を実施していく職員の執務室です。（※事業実施に係る職員については延岡総合文化センターとの一体運営を前提に検討します。） ●施設案内（展示への来館者）、必要に応じて施設貸出の受付、チケット販売等のためのカウンターを併設します。 ●来館者が認識しやすく各諸室にアクセスしやすい位置に計画します。 ●必要に応じて応接室、更衣室、会議室等を整備します。 ●必要に応じて設備の中央監視機能を設けます。
控室	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて清掃員控室、警備員控室等を計画します。
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ●施設管理・運営に必要な備品を収納します。
機械室	<ul style="list-style-type: none"> ●空調機械室、電気室、排煙機械室、二次変電室などを計画します。 ●ホールへの遮音とともに、防災、減災にも配慮した配置とします。

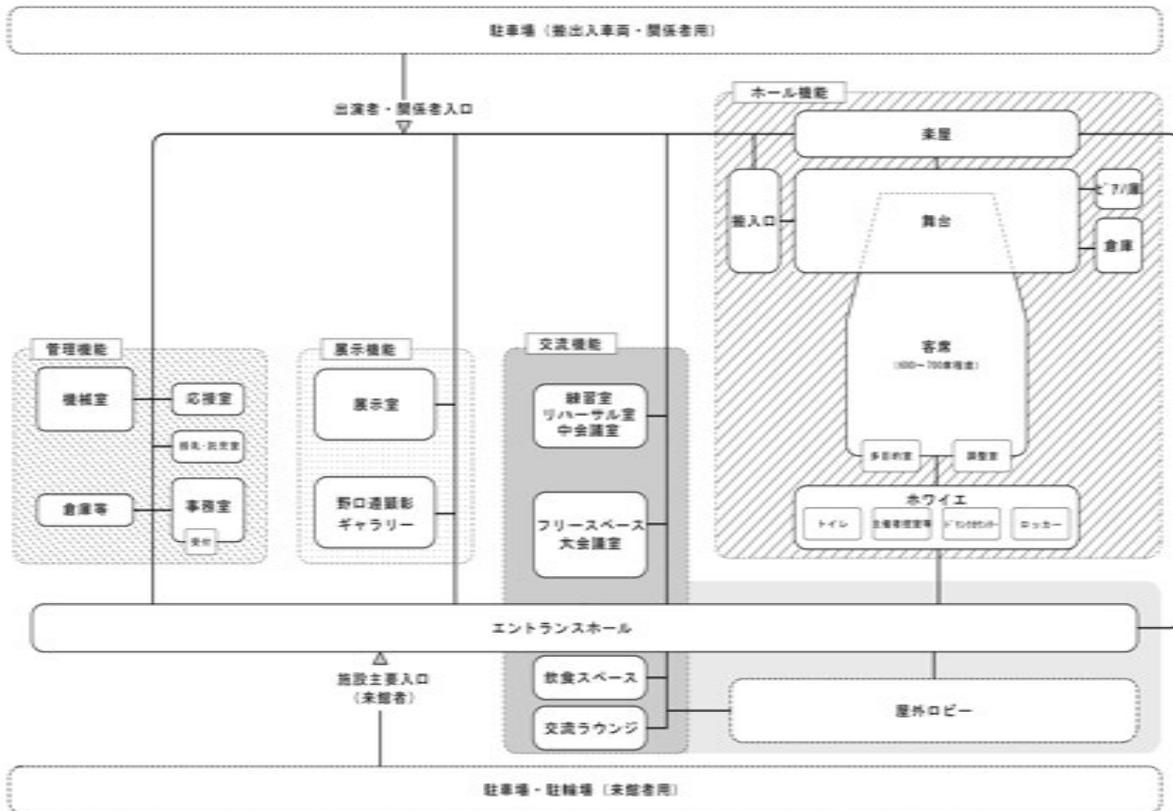
⑤その他

様々な諸室を物理的につないでいく共有スペースや、利用者に配慮したサービス機能を設けます。エントランスホールは特に、利用者が最初に訪れる場所として、視認性に配慮した内装やサイン計画とします。

エントランス ホール	<ul style="list-style-type: none"> ●施設のエントランスです。野口遵記念館全体の共有ロビーとして、来訪者に開かれた場所として活用を図ります。 ●野口遵翁顕彰ギャラリーへと視線が続く空間とします。 ●受付カウンターはじめ、ホール、展示、交流の各機能へわかりやすくアプローチできる空間とします。 ●ホール機能のホワイエや、交流機能の交流ラウンジ、屋外ロビーとも一体的な利活用が可能な関係性に配慮して計画します。
託児室	<ul style="list-style-type: none"> ●主にホール等、施設を利用した催しがある際に、主催者が託児サービスを提供することが出来る室として整備します。 ●専用の室とせず、市民利用の練習室等と兼用することも検討します。
授乳室	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児を連れた利用者や休憩に立ち寄った来館者が必要に応じて自由に利用できる授乳室を設けます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●通路、階段など。

(4) 配置（動線）等の考え方

野口遵記念館に求められるそれぞれの機能は、各機能単独でももちろん、連携・連動して運用されることが期待されます。施設を十分に活用できるように運営していくため、利用者（観客・来館者と利用者・公演主催者それぞれ）にとって適切な動線が計画されていることはもちろん、職員やスタッフが管理運営しやすい配置、動線計画としていきます。



(5) その他施設計画における留意点

① 周辺環境との調和

建設予定地は市庁舎の向かい側となり、延岡城跡（城山公園）周辺位置になります。また、歴史文化ゾーンの一角を形成する場所となることから、延岡城跡（城山公園）や周辺への景観・環境に配慮し、一体感が感じられるような動線整備と環境整備を行います。

② 建物コンセプト

野口記念館は築63年を超える現在でも、時代を感じさせない意匠と、独自の雰囲気を持ったホール施設として、長らく延岡市の文化芸術活動の一翼を担ってきました。野口遵記念館においても、これからの長きにわたる延岡市の文化芸術を支え、地域の交流拠点として文化的アイデンティティを蓄積していく施設として、周辺への景観・環境に配慮した、象徴的な施設として、デザイン的に優れた空間形状であることが期待されます。また、施設に使用する木材は、県産材の使用を考慮し、温もりのある空間となるように配慮します。

③ ユニバーサルデザイン

施設全体において、ユニバーサルデザインを取り入れ、客席やトイレ（多目的トイレ含む）、通路などへのスロープや手すりの設置、認識しやすいサイン計画など、子どもや高齢者、障がい者等に配慮したデザインが実現された先進的なモデル施設となることを目指します。

④ 環境負荷への配慮

施設全体の省エネルギー化を図り、環境負荷の軽減に努めます。

⑤ 防災・減災

防災・減災対策に十分配慮して計画します。

⑥ 将来的な維持管理費への配慮

開館後の運営や維持管理にかかるライフサイクルコストの低減化を考慮して計画します。また、施設外観の材質や形状は、外壁の補修、雨漏りなど、将来的な維持補修費を考慮し、できる限り後年度の負担が少なくなるように配慮します。

⑦ 駐車場・駐輪場

駐車場は、計画敷地内に利用者用の駐車場と、業務を行う上で必要な台数を確保できるよう配慮します。また、おもいやり駐車場や、高齢者や障がい者の送迎場所などについて配慮します。駐輪場についても適宜計画します。

⑧ その他

- ・ 公衆無線LANの設置を検討します。
- ・ 内藤記念館をはじめ、市内の観光スポット等への誘導案内などを情報発信するコーナーを設けることを検討します。

4. 管理運営の考え方

(1) 管理運営の基本方針

野口遵記念館は、基本理念に則り、市民の自主的な文化芸術活動の場となる施設として、利便性の高い、柔軟な運営を行うことが望まれます。また、まちへの愛着と誇りを育み、地域の活性化に貢献する施設となるためにも、開かれた施設であり、全ての市民にとって利用しやすく、親しまれる、中長期的に安定した運営がなされる施設となることも求められます。

それらを実現するため、管理運営の基本方針を以下のように定めます。

- ・ 柔軟で利便性の高い管理運営
- ・ 開かれた管理運営
- ・ 継続性のある管理運営
- ・ 評価により改善を重ねる管理運営

上記の方針に従って、次年度以降検討する管理運営計画において、施設利用の詳細を計画していく必要があります。

【施設利用についての今後の検討課題】

- ・ 開館時間・休館日について
- ・ 施設使用料について
- ・ 利用区分・連続利用日数等について
- ・ 利用申請の時期や方法について
- ・ 利用者への施設利用に関する助言・指導について

5. 整備に向けて

(1) 概算建設費

近年整備された公立文化施設の事例からは、1 m²当たりの建設費単価は65～85万円程度となっています。特に直近では、東日本大震災被災地の復興に伴う資材費の高騰や、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定によるインフラ・施設の整備需要の増加、これらに伴う労務費単価の上昇などの影響があり、全国の類似施設の建設事業においても事業費の大幅な増額を行う事例が増えています。そうした中、本施設の建設時期を考慮すると、オリンピックの整備が終わり、資材費はある程度安定してくると考えられます。それらの要因を見込んだ上で、野口遵記念館の建設費単価を1 m²当たり72万円と想定します。

延床面積は合計4,200 m²程度を計画しているため、約30億円の建設費が想定されます。防災面や安全性に配慮し、野口遵記念館の基本理念を実現する性能を確保しながら、できる限り費用を抑えることができるように創意工夫に努めます。

(2) その他の建設等にかかる経費

概算建設費以外に必要な経費としては、以下のものが考えられます。

【施設設計に係る経費】

- ・設計者選定に係る経費（選定委員会の開催などに係る経費）
- ・設計費（設計者等に支払われる経費）

【施設施工に係る経費】

- ・建設施工監理費（設計者に支払われる経費）
- ・現施設の解体に係る経費（施工費）
- ・外構整備費（造成・外構、植栽、駐車場等）

【用地取得に係る経費】

- ・用地取得費

【備品購入経費】

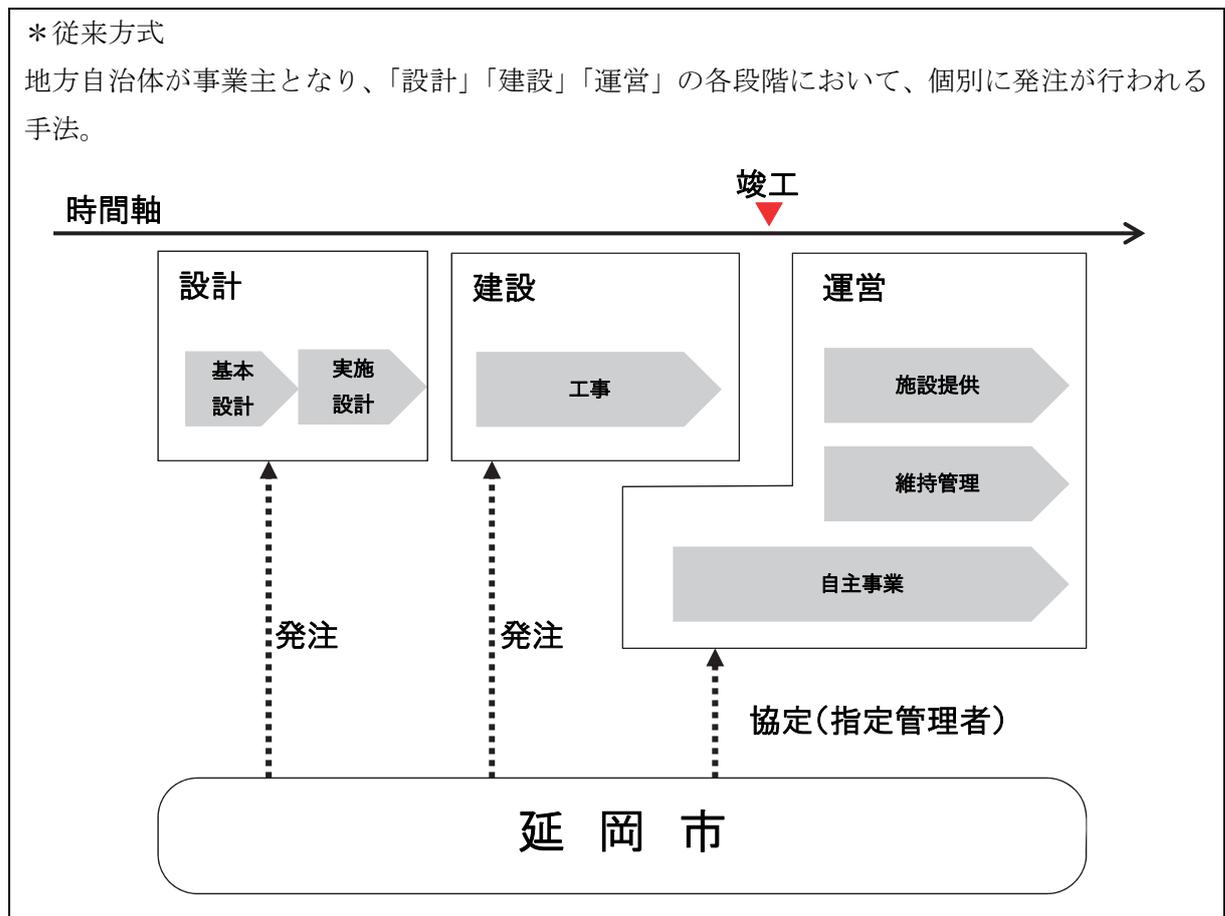
- ・家具備品、什器備品
- ・楽器備品
- ・緞帳
- ・大道具備品、舞台照明備品、舞台音響備品

【運営や開館準備費に係る経費】

- ・管理運営計画等策定に係る経費
- ・開館準備に係る経費
(パンフレットはじめ各種資料の作成、事業準備に係る経費等)

(3) 整備手法

ホール施設の整備については、様々な整備手法による実例がありますが、今回の整備においては、目標とするスケジュールの実現可能性から、従来方式(*)で進めることとします。



6. 整備スケジュール

(1) 整備スケジュールの整理

旭化成(株)創業100周年2022年(平成34年)5月、延岡市制90周年2023年(平成35年)2月を見据え、2022年中(平成34年)の開館を目指して整備を進めます。また、スケジュール遵守の中で、入札実施時期について、東京オリンピック・パラリンピックの影響等に伴う労務費単価の変動等を見据えて、慎重に判断します。

今後は、基本計画に基づき、基本設計・実施設計、建設工事、併行して管理運営内容や体制などに関する計画、備品についての検討を行い、開館に向けて準備を進めます。

	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2021年度 (H33年度)	2022年度 (H34年度)		
施設整備	基本構想 基本計画	設計者 選定	基本 設計	実施 設計	入札	工事	竣工 習熟 訓練	開館
運営計画 開館準備		管理運営 基本計画	管理運営 実施計画		開館準備			

(2) 開館までの業務

① 管理運営計画について

基本構想・基本計画を踏まえ、また、設計内容を踏まえながら、実施する具体的な管理運営方法、管理運営体制について検討する必要があります。今後、基本的な指針を整理する「管理運営基本計画」、それをより具体化し詳細を整理する「管理運営実施計画」の2段階での実施を検討します。

② 備品計画について

ホール施設においては、一般的な家具備品、什器備品、楽器備品の他に、舞台上で使用される大道具備品、工事で整備される舞台設備と一体的に使用される舞台照明備品、舞台音響備品等の専門性を持つ備品が必要となります。

発注にあたっては、必要な備品の仕様や数量を選定するとともに、設計の進捗に併せて、収納場所の検討や発注単位の考え方の整理、仕様書の作成を検討する必要があります。また、工事の進捗や開館準備体制や開館準備スケジュールを踏まえた納入時期の設定等を着実に行っていくことも求められます。それらを備品計画において整理検討します。

なお、公共性の高い施設においては、アート計画として、室内・屋外を含めて施設の景観及び環境整備のアイテムとして、彫刻や絵画、場合によってはサインや家具、ストリートファニチャー等を適宜配置、展示できるように事前に計画を行う例があります。

③ 開館準備について

施設建設のハード面、活動や運営に係るソフト面の双方について準備が必要となります。

ハード面では、基本構想・基本計画で示した方向性を体現できる施設として、設計、施工の進捗に併せて、その内容が適切であるか確認をしていく必要があります。また、ホール施設に特有の舞台機構・舞台音響・舞台照明といった舞台設備計画の確認や、備品の選定・仕様決定などの業務が発生してきます。

ソフト面では、管理運営基本計画・管理運営実施計画に基づきながら、実際の事業の検討や、施設を提供していくための運営細則の検討が必要となります。例えば開館記念公演等を実施する場合は、通常 2 年前から企画を開始します。開館時や開館次年度に実施する業務についても、開館前に検討を行うことが想定されます。また、施設の開館前から利用受付を開始するのが一般的であるため、受付開始時期を定め、それまでに施設運営の方針や受け付け方法を定めていく必要があります。

付 章

1 野口遵記念館建設 基本構想・基本計画検討 専門者会議

(1) 専門者会議の検討の経緯

平成 29 年 11 月 27 日より平成 30 年 3 月 13 日まで、4 回にわたる会議が開催された。

まず、新施設の根幹となる施設の基本理念や役割を中心とした検討が行われ、その後、新施設の事業活動をはじめとする、基本計画に相当する内容についての具体的な検討を行う形で会議は進行した。

会議では、市民のまちへの愛着や誇りを醸成し、市民のまちづくりに対する参画意欲を高め、成熟した地域社会の形成に寄与する施設を念頭に、活発な意見交換が行われた。

また、この間に実施された市民懇談会、パブリックコメントにおける市民の意見も専門者会議では報告され、これらを踏まえた検討が進められた。

(2) 開催日程と議題

回	日時	会場	議事	出席委員
第 1 回	平成 29 年 11 月 27 日(月) 14:00~17:15	市役所4階 教育委員会 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想・基本計画策定の枠組みについて(趣旨説明) ・基本構想・基本計画全体構成案の確認 ・施設が担うべき役割、基本理念について ・施設計画について <第 1 回市民懇談会意見報告>	4 名
第 2 回	平成 29 年 12 月 21 日(木) 14:00~17:30	市役所6階 606 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本理念」の確認 ・「施設計画」の確認 ・活用方法について ・運営母体、運営組織について <第 2 回市民懇談会意見報告>	5 名
第 3 回	平成 30 年 1 月 24 日(水) 14:00~17:15	市役所6階 606 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想・基本計画(素案)について 	5 名
第 4 回	平成 30 年 3 月 13 日(火) 14:00~17:15	市役所 南別館 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント意見の検討 <第 3 回市民懇談会意見報告> <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想・基本計画(最終案)まとめ 	5 名

(3) 専門者会議設置要綱（委員名簿）

野口遵記念館建設 基本構想・基本計画検討 専門者会議設置要綱

（設置）

第1条 野口遵記念館建設 基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）を策定するにあたり、野口遵記念館 基本構想・基本計画検討 市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）の意見を踏まえ、施設の機能、管理運営、地域に果たす役割等に関し、専門的視点での助言を求めるため、学識経験者等による野口遵記念館 基本構想・基本計画検討 専門者会議（以下「専門者会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 専門者会議は、基本構想・基本計画の策定に関し、次に掲げる事項について協議及び検討し、助言を行う。

- (1) 施設設備に関する事項
- (2) 施設の管理運営に関する事項
- (3) 「野口遵翁」顕彰ほか展示部門に関する事項
- (4) 施設が地域に果たす役割に関する事項
- (5) 市民懇談会の意見に関する事項
- (6) 前各号に掲げる他、基本構想・基本計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 専門者会議は、次に掲げる分野において専門的知識や経験を有する者を委員として構成する。

- (1) ホール施設の舞台や諸室等、施設設備に関すること
- (2) ホール施設の管理運営に関すること
- (3) 施設整備するにあたっての総合的視点に関すること
- (4) 「野口遵翁」顕彰に関するもののほか、本市の近代工業発展の歴史展示に関すること

2 専門者会議は、委員5名以内をもって組織する。

3 専門者会議は、別表1に定める者をもって構成する。

（設置期間及び任期）

第4条 専門者会議の設置期間及び委員の任期は、基本構想・基本計画の策定が終了するまでとする。

（座長及び副座長）

第5条 専門者会議に、委員の互選により座長及び副座長各1人を置く。

2 座長は、会務を総理し、専門者会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門者会議は、原則として4回開催する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 専門者会議の庶務は、教育委員会文化課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門者会議の運営に関し必要な事項は、座長が専門者会議に諮り、市長が別途定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年11月13日から施行する。

別表1(第3条関係)

野口遵記念館建設 基本構想・基本計画検討 専門者会議委員

所 属	職 名	氏 名
宮崎大学	地域資源創成学部教授	桑野 齊
九州保健福祉大学	社会福祉学部准教授	三宮 基裕
旭化成株式会社	顧 問	山添 勝彦
ホルトホール大分みらい共同事業体	統括責任者	是永 幹夫
アートマネジメントセンター福岡	代表理事	糸山 裕子

2 野口遵記念館建設 基本構想・基本計画検討 市民懇談会

(1) 市民懇談会の検討の経緯

平成 29 年 11 月 6 日より平成 30 年 2 月 13 日まで、3 回にわたる会議が開催された。

会議は、ワークショップ形式で行われ、これまでの野口記念館が果たしてきた役割及びその評価と課題について、新施設の担うべき役割（役割・活動・運営）について、市民の立場から積極的な意見交換が行われた。

(2) 開催日程と議題

回	日時	会場	テーマ	出席委員
第 1 回	平成 29 年 11 月 6 日(月) 19:00~21:00	市役所 2 階 講堂	これまでの野口記念館の果たしてきた役割 その評価と課題	20 名
第 2 回	平成 29 年 12 月 8 日(金) 19:00~21:00	市役所 2 階 講堂	施設の担うべき役割について 役割・活動・運営について	19 名
第 3 回	平成 30 年 2 月 13 日(火) 19:00~21:00	市役所 2 階 講堂	基本構想・基本計画の概要(案)について	18 名

(3) 市民懇談会設置要綱

野口遵記念館 基本構想・基本計画検討 市民懇談会設置要綱

(設置)

第1条 野口遵記念館建設 基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）を策定するにあたり、市民に親しまれ、利用し易い施設を目指す観点から、各界から広く意見を聴取するために、野口遵記念館 基本構想・基本計画検討 市民懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次の事項について検討する。

(1) 現在の野口記念館の役割を踏まえ、新施設の機能や役割に関すること。

(2) 新たに設ける、野口遵翁の顕彰を始めとした、産業史に関する展示スペースに関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員22名以内をもって組織する。

2 懇談会は、別表の関係団体から推薦された委員で構成する。

(設置期間及び任期)

第4条 懇談会の設置期間及び委員の任期は、基本構想・基本計画策定が完了するまでとする。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、原則として3回開催する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に、出席又は協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、教育委員会文化課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮り、市長が別途定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月19日から施行する。

(4) 市民懇談会委員名簿

分野	団体名	役職	氏名
学識経験者	九州保健福祉大学	名誉教授	福本 安甫
地域	延岡市区長連絡協議会	会長	吉田 敏春
	延岡市公民館連絡協議会	会長	佐藤 進一
	延岡市地域婦人連絡協議会	会長	山口 和代
産業	延岡商工会議所	専務理事	黒木 清
	延岡商工会議所 女性会	会長	内倉 政子
	延岡青年会議所	2018 年度理事長	高橋 忠司
	延岡観光協会	理事	岸田 貴子
福祉	延岡市障害者団体連絡協議会	会長	中村 民男
教育	延岡市小・中学校校長会	会長	橋本 範憲
	延岡市子ども・子育て協議会	理事長	塩満 克也
	延岡市キャリア教育支援センター	センター長	水永 正憲
文化	延岡市文化連盟	理事(音楽部門)	末藤 俊二
	延岡市文化連盟	理事(舞踊部門)	富山 真弓
	延岡市文化連盟	理事(歌謡部門)	織田 陽一
	延岡市文化連盟	事務局長	柘植 健
	延岡市郷土芸能保存会	会長	木本 宗雄
	旭化成ひむか文化財団	業務執行理事	片山 俊之
	野口遵顕彰会	幹事長	生田 邦昭
	延岡総合文化センター	事務局長	青井 雄二
市民活動	のべおか市民力市場	副理事長	松下 宏
	のべおか男女共同参画会議 21	事務局長	山口 映子

3 意見募集（パブリックコメント）

（1）募集の経緯について

野口遵記念館建設 基本構想・基本計画の策定にあたり、本市における文化振興の象徴的施設として、市民が利用し易い施設整備を目指す観点から、パブリックコメントを募集した。

（2）募集期間

平成 30 年 3 月 2 日（金曜）～平成 30 年 3 月 22 日（木）

（3）閲覧資料及び閲覧方法

①閲覧資料

- ・野口遵記念館建設 基本構想・基本計画（案）
- ・野口遵記念館建設 基本構想・基本計画（概要版）

②閲覧方法

- ・延岡市のホームページ
- ・文書閲覧（閲覧場所：教育委員会文化課）

（4）募集結果

意見数 10 人 42 件

野口遵記念館建設 基本構想・基本計画

平成 30 年 3 月

【発行】：延岡市教育委員会

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路 2-1

TEL (0982) 34-2111

市のホームページ <http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/>

【編集】：延岡市教育委員会 文化課

〒882-0822 宮崎県延岡市南町 2 丁目 1-8